

## 京都盆地の消えた古道二題

### 一古山陽道と法性寺大路一

足利健亮

#### はじめに

史料や史書によって存在が知られる古道がどこにどのように通っていたのかを地図上に復原・明示する歴史地理学的研究は、過去30年余りの間に各地で著しい成果を挙げてきた。一方では、この間に各地で広範に行われるようになった考古学的調査の結果、古道遺構が、ある時は断面として、ある時はかなりの長さに亘って面的に確認された事例も少なくない。しかし、大縮尺図上における具体的な道筋の推定復原とか、その道・そのルートの成立・消滅の経緯とかについて不明のことは、今なお限りなく残されている。小稿では、京都盆地における2つの古道事例、すなわち奈良時代を通じて存在したはずの「古山陽道」と、恐らく平安京時代の中葉から意味を増し、中世を通じて存続したはずの「法性寺大路」をとりあげ、地図上の位置比定と存廃の経緯などに関する試考結果を述べたい。

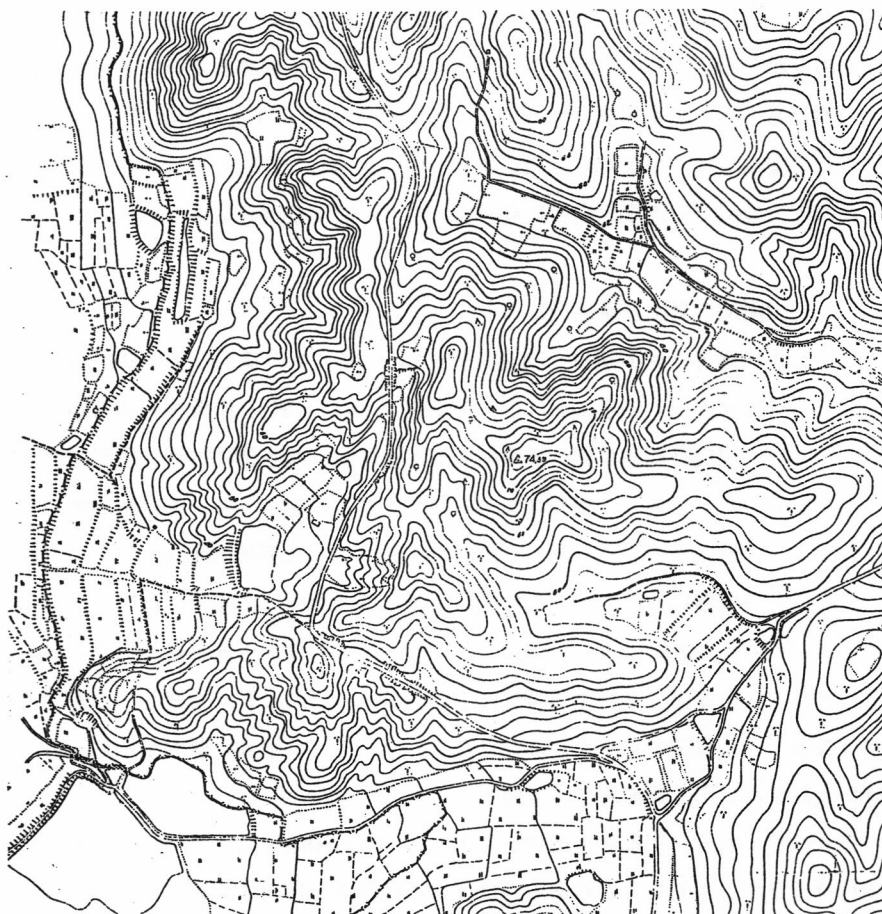
#### 1. 古山陽道の男山丘陵通過ルート

ここに古山陽道と呼ぶ道は、奈良時代初頭(平城京への遷都の翌春)の和銅4年(711)正月2日の『続日本紀』記事における、都亭駅(平城京内駅)、山背国相楽郡岡田駅、綴喜郡山本駅、河内国交野郡楠葉駅、摂津国嶋上郡大原駅、嶋下郡殖村駅、伊賀国阿閉郡新家駅の7駅始置の事を通じて窺われるもので、これら諸駅のうち、都亭駅を発して山本―楠葉―大原―殖村とたどるルートが、平城京北裏へ出て京都盆地南部を北上し、八幡市から大阪府枚方市楠葉に抜けて、さらに淀川を渡って西行する山陽道にほかならないことに拠っている。特にこれを「古」山陽道と呼ぼうとするのは、平安京羅城門から出て山崎を経ることになる山陽道に先行する時代のものであることによる。ただし、この「古」山陽道が「最古」の山陽道であったわけではなく、最も古くは飛鳥・藤原京から二上山周辺を抜けて大阪平野に出、難波を通過して西行するものであった。

それはさておき、京都盆地南部を北上する上記古山陽道は、途中、田辺町北部の旧集落岡村付近まで、より古くからあったはずの古山陰道と併用する道であったことが考えられる。そして、精華町・田辺町の丘麓に沿って北上する山陰山陽併用道区間、および岡村付

近から京都盆地北西の老ノ坂方面を指したであろう古山陰道のみ区間の、道筋とその計画性については、これまでたびたび私見を発表する機会があった。<sup>(注1)</sup>しかし、古山陽道が田辺町北部で古山陰道から分かれ、西北西を指してやがて男山丘陵を横断し楠葉駅に達したはずの区間については、これまで検討の機会がなく、丘陵に沿ったおおよその位置に直線ルートを想定するにとどまっていた。その間、男山丘陵一帯の都市化が急速に進み、旧地形が大幅な改変を受けたこともあり、現地踏査が難しい状況になって、あえて言えば具体的ルートの推定はほとんど無理なことであるかもしれないと、漠然と考えるままでに<sup>(注2)</sup>なっていた。ところが最近、機会があって八幡市の昭和30年当時の2,500分ノ1図を目にすることがあり、都市化による地形改変前に、注目に値する地条とその延長の谷があったことに気がついた。それが第1図である。

第1図は、資料的意味が大きいので、2,500分ノ1原図を2分ノ1に縮小し、5,000分ノ1としてそのまま掲げたものである。そして、この図から必要な説明的要素を抜き出して



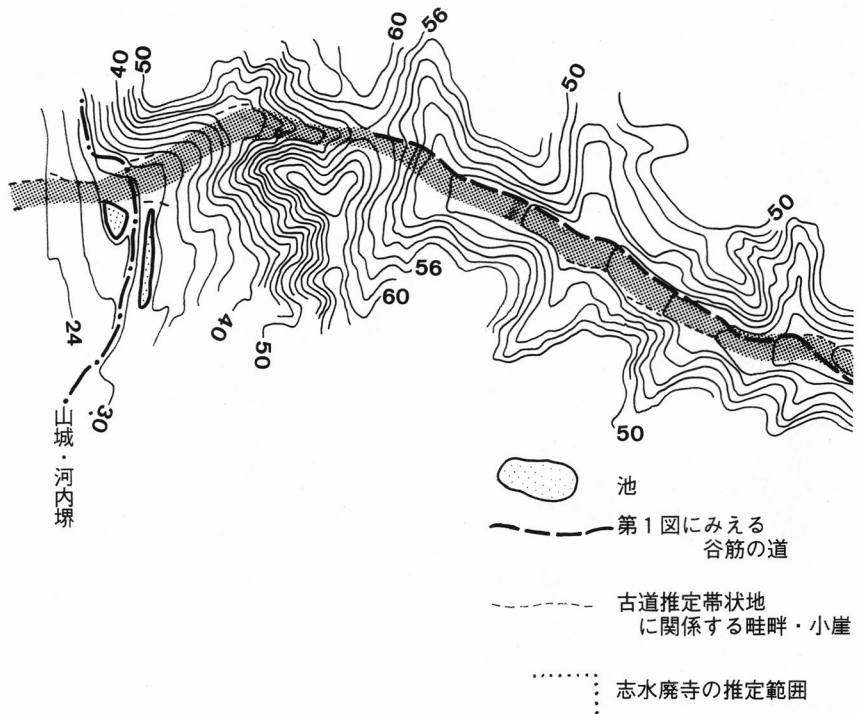
第1図 八幡市東・西車塚付近地形図—昭和30年当時—(5,000分の1)

作成したものが第2図である。向かい合わせに矢印を付した付近では、15mから20mにかけての各等高線によって窺われる、南が1段高く北が低いテラス状の帯状地に注目される。2つの矢印の間におけるその帯状地の幅は、2,500分ノ1図上で7mm、実距離にして約18m、古代の尺度にして6丈に達する。興味深いことは、その帯状地の西北西延長が極めてスムーズに、ほぼ同方位の、しかもほぼ同じ底幅をもった谷筋につながって、約600mさかのぼった谷奥で標高55mの低い峠を越えることである。この谷には、都市化に伴う地形と区画の改変まで、図示した通り古い道が通っていた。その道は第1図、つまり昭和30年図の段階では峠を南北に縦走する道に出会って止まっているが、より古い地図、例えば複製地形図には峠を越えて西の谷に下り河内に入る小径が描かれている。むろん特段珍しいことではないが、この東西の谷筋には確かに道が通じていたのである。ともあれ、第2図に示した帯状地とその延長の谷筋を、より広域の図上に位置づけてみたのが、第3図のA-Bである。



第3図を作成して指摘しなかったことの1つは、A-Bの東南東延長が、図中に点線で示した通り丘陵端を結ぶ合理的な直線になるという点である。A付近から曲折しながら東南東走してC付近に達する、八幡と田辺を結ぶ旧道はこの点線で表した直線にからみつくように通じている。

指摘したい第2の点は、Aから男山丘陵の頸部を横断してB付近の谷を下ったその地点から正西を指す線を描くと、それは近世から明治期にかけての旧村「楠葉」の集落を貫き、かつ今日の高槻市「梶原」のD点を指す、という事実である。D点は、E-Fすなわち直線計画に基づく古代山陽道と推定される旧道<sup>(注3)</sup>のほぼ延長上にあり、かつ旧道はそこで北寄りに大きく方位を変える地点である。楠葉集落は、周知のように和銅4年(711)正月始置の楠葉駅の名を受けついでいる。もちろん、楠葉駅を、近世～明治期の淀川の堤防集落である第3図の楠葉そのものにあてることができるかどうかは不明と言わざるを得ないが、ともかくBとDを正東西に結ぶ線上にほかならぬ楠葉の駅名を負う集落が位置していたこ



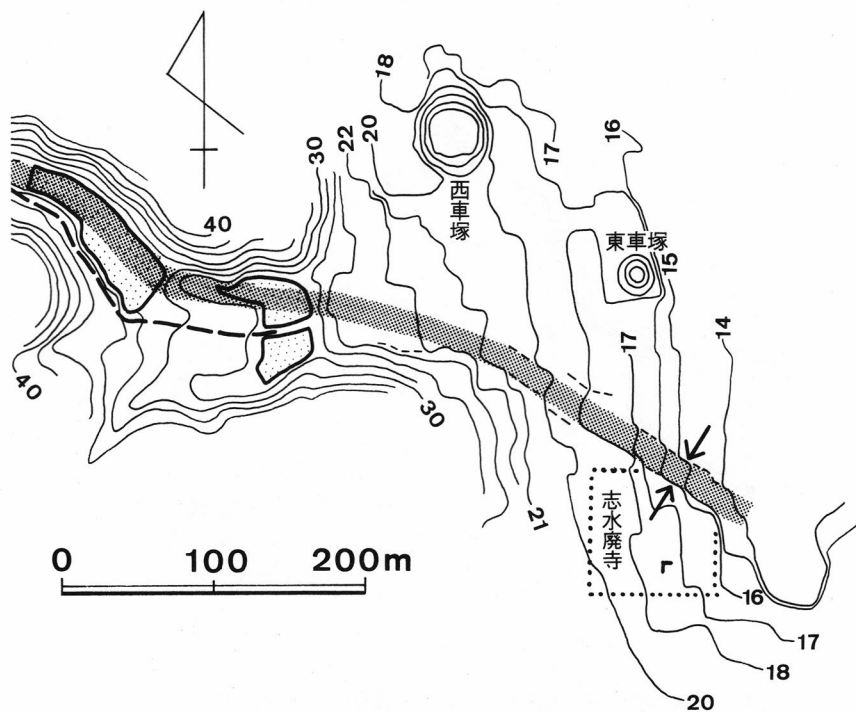
第2図 古山陽道推定帯状地(梨地部分)の周辺(等高線の数値はm)

とは、注目に値する。

以上に示した、C-A-B-楠葉-D-F-Eと結ぶ地図上の合理性を根拠にして、筆者はA付近の幅約18mの帯状地(第2図では向きあった矢印の間)からBを指す谷筋にかけてが、古山陽道の一区間であったと見ることを妥当と考える。ただし、Aから東南方向のA-C直線は単なる作業補助線であって、この線上に計画直線道を推定できるという状況には、むろん至っていない。けれども、くり返しになるが、A-Cに絡む形で旧道が丘麓を縫う事実は、おおよそこのライン上に古山陽道を想定する一つの拠り所となる。

再び第2図に返るが、図上2つの矢印を向かい合わせた付近に、志水廃寺と呼ばれる古代寺院址がある。ここは、昭和52年、江谷寛・高橋美久二によって調査が行われ、図中カギ型の印を記した位置に瓦積基壇の西北角が検出されている<sup>(注4)</sup>。この瓦積基壇周辺の出土瓦や遺物から、報告書は、

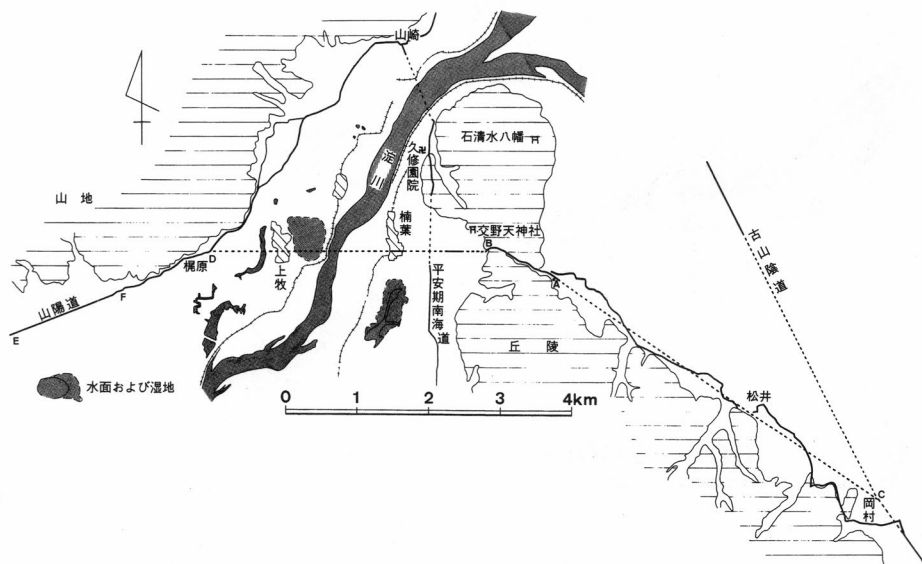
「出土遺物からみれば奈良時代前期の創建であるが、重弧文軒平瓦の出土することからみ



て7世紀後半としておきたい。そして、この寺院の終末は平安前期かおそくとも平安時代中期にすたれていったものとみられる。出土遺物には平安後期以降のものがみつからないことから、おそらくその頃に廃滅したのであろう。」

との時代判定を示している。つまりは奈良時代に栄えた寺院ということであり、そのことは、奈良時代初めに通じることとなり奈良時代の終了と同時に官道としての地位を失ったはずの古山陽道の盛衰と並行していることを語っているにほかならない。古山陽道推定带状地との相互位置から見て、このことは大変注目される。なお、第2図に示した志水廃寺の推定寺域は同報告書の推定で、四至が確認されているわけではない。地割や出土遺構との関係で言えば若干南へ下げ、東北角が古道推定带状地に接する寺域を想定する方がよいのではないかと考えられる。

次に、『古事記』水垣宮の段、すなわち「崇神記」に楠葉の地名起源説話があり、その中に「久須婆之度(くすばのわたり)」が記されていることに触れたい。これは言うまでもなく、楠葉の西前面の淀川の渡河点を指している。興味が引かれることは、『古事記』が、和銅4年(711)9月の、太安萬侶に対する元明天皇の詔によって編まれ始め、翌年に成ったことである。和銅4年9月は、楠葉駅創設の9カ月後にすぎない。つまり、『古事記』が編まれた時は、平城京の北裏から出る山陽道が公定され、楠葉駅が設けられ、その前面の楠葉渡が公のルートとして頻繁に利用されることとなったまさにその時にあたる。この事実が、楠葉の地名説話や「久須婆之度」が『古事記』に収められることを必然とした、



第3図 仮製地形図期の地形との関わりにおける古道および古道プランの概要  
(A～Fの記号は本文参照)

と解するべきではないだろうか。稗田阿礼は、楠葉渡のその時代の重要性を十分知っており、その認識を踏まえて、生き生きと地名伝承を語ったに違いないと思う。

しかし、楠葉の西前面の淀川渡河点は、やはり難所であった。仮製地形図による旧河道や湿地の分布状況を見る限り、第3図に示すように楠葉の前面は2kmにも及ぼんとする幅の淀川乱流帯を考えなければならない。恐らく洪水のたびにこの幅の中で河道は変遷し、B-Dライン上に橋を架し保つことは難かしく、交通の難渋したことが考えられる。行基が、神亀2年(725)に山崎橋を起工した(『行基年譜』)のは、こうした状況に対する、民間側の1つの対応だったのであろう。

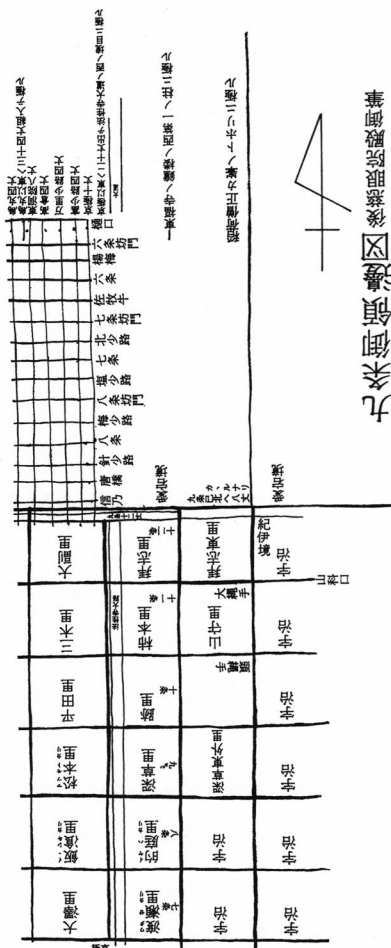
ともあれ、以上の憶測を交えた検討によって、筆者は男山丘陵頸部を越える第3図のA-B区間を、古山陽道の可能性が極めて大きいルートとして提示したい。しかしこの道の華やぎは、長岡京遷都によって終焉を迎えたであろう。

## 2. 法性寺大路の存廃

平安京東京極東外に「法性寺大路」(時には「法性寺大道」と呼ばれる、南北直線古道があった。その正確な位置は、『九条家文書』に残し伝えられた「九条御領辺図」(第4図)に、

「京極以東へ二十丈出テ法性寺大道ノ西ノ境目ニ極ル」

と注記が添えられた大道が南北にまっすぐ描かれていることによって判明する。第4図に依拠する限り、この法性寺大路は、北は少なくとも樋口小路ライン以北、つまり五条大路ライン付近から、南は紀伊郡条里7条の渡瀬里南辺まで達する長大な直線道路であったと見なければならない。条里との相互関係をさらに言えば、12条拜志里から7条渡瀬里までの6カ里的西繩に近接して描かれており、あるいは西繩そのものが「法性寺大道ノ西ノ境



第4図 九条御領辺図(部分)  
原図は南を上にして記されているが、ここでは逆転して北を上に掲載した。

目」であった可能性もある。

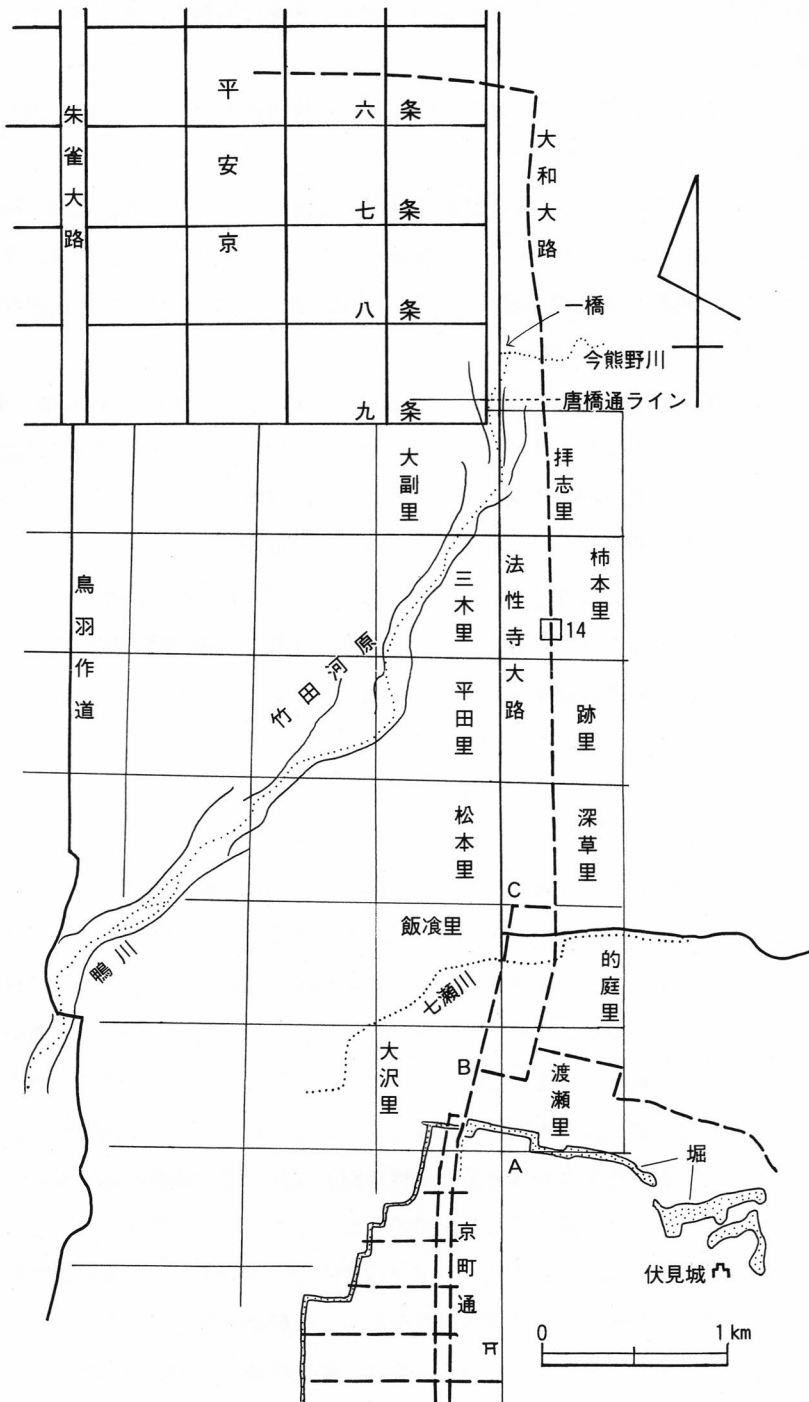
第5図は、20,000分ノ1仮製地形図上で、平安京条坊、紀伊郡・宇治郡条里の里界線、伏見城下町とそれに続く街道などをトレースし、それに「九条御領辺図」の記す「京極以東へ二十丈」という注記に従って法性寺大路の、正確に言えば「西ノ境目」線を加えたものである。条里の里界線は遺構に従順にこれを描くと、必ずしも完全に直交・並行しないことが少なくない。その上、平安京区画との間にも、同じ東西・南北方位とはいえ若干の角度の違いがあったことを認めざるを得ない里界線遺構もある。いずれにせよ条里復原は遺構に忠実でなければ誤るので、可能な限り遺構のラインに従った。ただし、拝志里～渡瀬里の東繩は多くが丘陵にかかるから、遺構は存在しない。

条里の里界線をこのような手続きで描いたのに対し、法性寺大路(の西境目)の線は、東京極の東に20丈、すなわち60mを距てる位置に直線を引き、それを南北にそのまま延長して描いた。その結果は、これがすなわち拝志里から渡瀬里に至る各里の西繩に当たると見做さざるを得ない様相を示している。先に、6カ里的西繩そのものが「法性寺大道ノ西ノ境目」であった可能性もあると述べたのは、この作図結果を踏まえてのことであるが、第5図によって、それが確かなことと公認されざるを得ないのではあるまいか。そして、「九条御領辺図」の記載による限り、この直線大道は第5図のA点付近、すなわちのちの伏見城の郭内にまで達していたことになる。さらにこの線を約1km南へ伸ばすと、現在の御香宮の東壁の道になる。御香宮の現在地は伏見城時代の中絶はあるが、古代の社地を踏襲すると見てよいようであるから、それとの関係における法性寺大路ラインも注目に値する。大略以上のようなありようの大道であったにもかかわらず、法性寺大路はある時忽然と消えてしまうのである。伏見街道(本町通)が法性寺大路の後身であるという説もないわけでないが、第5図に明らかなようにそれは正しくないと云わざるを得ない。伏見街道は、「九条御領辺図」が示す法性寺大路の250m以上も東を南北走しているからである。かくして、法性寺大路はいつ、どうして消えてしまったのかという設問が成立する。

その答を探るためには、法性寺大路がいつ成立し、いつまで存続していたかを整理しておかねばならない。まず、これまで度々触れてきた「九条御領辺図」であるが、これは九条尚経(後慈眼院)筆との所伝をもつ。尚経は16世紀初頭に関白の座にあった人であるから、所伝の通りであるならばそのころまで法性寺大路は確かに存在していたことになる。ではいつまでさかのぼるのか。

法性寺大路の名が生まれるためには、法性寺が建っていなければならない。法性寺の創建を發願したのは藤原忠平で、その日記『貞信公記抄』延長2年(924)2月10日条に、「法性寺に参り始めて鐘を聴く。」





第5図 法性寺大路と大和大路(伏見街道)の位置

とあることから、この春の創建と考えられている<sup>(注6)</sup>という。従って、法性寺大路が少なくともこの名で登場するのは、この時以後でなければならない。寺地は極めて簡単に言えば今日の東福寺の西方に当たり、盛時には、北は一之橋から南は稲荷山、西は鴨川から東は山科との境の稜線までに及んだとみられる<sup>(注7)</sup>。

法性寺大路の初見は、『明月記』寛喜3年(1231)8月19日条であるらしい。少し長くなるが大事な内容を含んでいる部分を引用する。

「未明祓い了んぬ。(中略)京極六条の川原に出づ。法性寺路よりの天曙、老病の後、久しく路頭に見ず。長途只だ往事を思う。七十懐旧の涙を付くる事禁じ難し。治承四年春、五条亭焼き、夏比、外祖母の法性寺宅に居住し、遷都の比、是より出仕す。(法勝寺以下御祈等、[以上割書き])常に此の路を往来す。」

とある。六条川原は現在の五条大橋周辺である。久々に「法性寺路よりの天曙」を望み、治承四年(1180)、つまり50年も昔の若き日の福原遷都の前後、邸宅焼災で祖母の法性寺宅に住んで、いつも「法性寺路」から出仕していたころを思い起こしているのである。「法性寺路」が六条川原の西岸にあったのか、川原を渡った東岸であったのか、大事なところであるが断定は難しい。後者であれば東京極と法性寺(大)路の間の60m幅が「川原」つまり鴨川であったことになり、前者であれば法性寺(大)路と大和大路の間が鴨川であったことになる。が、曙の眺めは西岸から朝もやを通してする方が風情があるというべきかもしれない。興味の引かれるところである。

大和大路は、このころ既に存在していた。「法観寺文書」貞応2年(1223)4月16日の売券に、2段の土地の所在を示して

「山城国紀郡柿本里十四坪内(大和大路より西三段目の次なり [以上割書き])に在り」

と記してある<sup>(注8)</sup>ことから、それがわかる。紀伊郡条里の坪並は、里の西南隅に一ノ坪が始まって第1列が北上する千鳥式であるから、「十四坪」は第5図の「柿本里」中に14の数字を添えた小さな四角形の地点になる。その坪に仮製地形図の時期の伏見街道が貫いているが、この道から西3段目の次の2段(南北長地)という位置関係はあり得ることだから、伏見街道が貞応2年(1223)に大和大路として存在したことは確かである。『史料京都の歴史』は、先の『明月記』寛喜3年8月19日条「法性寺路」に注して「現在の本町通がこれに当る」としているが、第5図に拠ってこれまで述べてきたように「法性寺大路」と「大和大路(本町通)」は明らかに違うものだから、この見解には従い難い。『九条家文書』<sup>(注9)</sup>に含まれる指図類の中に、正和元年(1312)の端裏書をもつ「行職給地指図」があるが、この図では給地の西堺が「大和大路」となっている。また、年次不詳の「法性寺棧敷屋指図」では棧敷屋の西に「法性寺大路」が通っている。はっきりと両道の名は使い分けられていると

見るべきで、すなわち別々の道であったと解すべきである。思えば「法性寺大路」は元来条里の里界線、言いかえれば畦畔に過ぎなかった。条里とは合わない「大和大路」は稲荷山西麓に、平城古京の東辺と平安新京の東辺を結ぶ要路として作られたものであったと考えられる。のち、法性寺が造営されるに及んで、その西前面を南北走する里界線が拡幅・整備され、ほかならぬ「法性寺大路」を称するようになったということであろう。その考えに立つならば、最初の法性寺は「法性寺大路」になるべき畦畔を西限とし、大和大路を東限とする東西約2.5町の間で営まれたのではなかったかと思われる。

くり返しになるが、まとめると治承4年(1180)と寛喜3年(1231)に「法性寺(大)路」が確認でき、一方、貞応2年(1223)と正和元年(1312)に「大和大路」が確認できる。これらより先、『更科日記』の永承元年(1046)10月25日段に

「法性寺の大門に立ちとまりたるに、田舎より物見に上る者ども、水の流るゝやうにぞ見ゆるや。」

とあり、『中右記』天仁2年(1109)11月10日条に、

「法性寺東大門前に於て乗車」

とあって、「大門」が「法性寺路」に西面し「東大門」が「大和大路」に東面していた可能性の窺われることも、上記推測の支えになっている。

その後、法性寺近辺には藤原忠通邸が新営され(『台記』久安3年-1147-11月16日条など)、同じく忠通の草創になる最勝金剛院が成立し、九条道家の時に至って、嘉禎2年(1236)発願、延応元年(1239)大仏殿上棟という経過で完成する大伽藍東福寺の出現を見る。その24年後の弘長3年(1263)2月4日付「東福寺文書」は、

「法性寺近辺御領の事、政所御使を以て打渡され候。」

と記録し、東福寺の円爾に対して法性寺付近の領有を認めている。注目すべき記録というべきで、法性寺はかくして次第に東福寺に包摂されてゆく過程をたどることになるが、法性寺大路そのものは残り続ける。

史料上、法性寺大路が「大路」の呼称をもって登場するのは、かえって東福寺成立から1世紀も後の14世紀前半以降なのである。その1例が『太平記』、もう1例は先にしばしば引用してきた「九条御領辺図」にほかならない。

『太平記』巻8「三月十二日合戦の事」の段には、  
 「(六波羅勢)隅田・高橋に、在京の武士二万余騎を相副て、今在家・西の朱雀・西八条辺へ差向け被る。(中略)去程に、赤松入道円心、三千余騎を二に分て、久我縄手・西の七条より押寄せたり。(中略)六波羅勢叶はじとや思ひけん。戦はざる前に、楯を捨て旗を引て、作道を北へ東寺を指て引も有、竹田川原を上りに、法性寺大路へ落もあり」

と、鴨川の竹田河原を北走して法性寺大路に逃げのびる敗軍の姿を描いている。

その後、「東福寺文書」至徳2年(1385=元中2年)10月7日室町幕府御教書に、  
「法性寺大路八町検断の事、先々御沙汰あり、寺家沙汰致すべしと云々。」

と認められるところから、「法性寺大路」は「法性寺大路の(東福寺境内)町」と同義のものとして扱われるようになることが読める。『申楽談義』に、

「応永十九年(1412)の霜月、稲荷の法性寺大路の、橋倉の亭」

という表現が見えるのも同断であろう。

そういう状況の中で、応永34年(1427)になると、東福寺側から1つのアクションが起こされる。これを寛正6年(1465)3月日の東寺訴状によって見るならば、次のようであった。「東福寺雑掌去る応永卅四年冬比、東寺領と東福寺領堺、唐橋の通以南に於て、古えより釘貫あり。法性寺八町堺なり(割書き)。然り而して、此の釘貫を以て堺を越え一橋爪に寄せ、之を構えて法性寺八町之内と称し、動もすれば検断を致すの条、監(濫)吹の所行なり。」

つまり、「法性寺(大路)八町」の北限は唐橋通(九条大路の1町北)のラインであったはずなのに、それを北へ越えて「一橋」橋詰まで釘貫を移し、そこまでを「法性寺八町之内」とする無法を東福寺側が実行したのは乱暴極まるというわけである。この時の訴状そのものは、この問題が決着をみていない間に、唐橋(通のライン)と一橋間の東寺領内在家を壊したり、不当な課役を懸けたりする「猛悪」を働いているので、釘貫を元の如く改め、違反を停止させてほしいというものであったが、小稿では「法性寺大路」の問題に絞らねばならない。

上引史料に見えている「唐橋(通)」と「一橋」のうち、特に「一橋」の位置を地図に正確に記すのは、かなり難しい。『京都坊目誌』は、

「本町十町目、同十一町目の間、今熊野川に架す。」

と、江戸時代の姿を記すが、『史料京都の歴史』10の付図は、本町十一丁目と十二丁目の堺に近い位置に「一之橋跡」を比定している。しかし、応永34年の段階で「法性寺大路」が「本町通=大和大路」に「移行」していたという証拠は何もないのである。東福寺の成立や江戸時代における本町通の繁栄に目を奪われて、「法性寺大路(八町)」が、中世の間にいつのまにか「大和大路」のこととなってしまったという想像は、危険であろう。小稿では、あえて「法性寺大路」の名にこだわらず、第5図に「唐橋」ラインと「一橋」の想定地を記入してみた。それで不都合はないはずである。例えば『平家物語』(長門本)に、「新中納言知盛の御子、三歳にて叙爵して、(中略)伊賀の国へ逃下り、服部といふ所に忍びておはしけるが、十三の年、建久七年の秋のころより、都にのぼり、法性寺大路の一の橋の辺に、竹の内なる所に忍びておはしける。」

とあるのは、「一の橋」がほかならぬ「法性寺大路」の今熊野川を渡る地点にあった事実が素直に庶民に受けいれられていたことを意味すると解されよう。

法性寺大路、あるいは法性寺(大路)八町の名は、その後も、『東寺執行日記』享徳3年(1454)6月12日条に、

「東福寺三重塔婆勸進のため法成(性)寺大路に於て関所之を立つ。仍て土一揆寄せ之を破る」との騒動記事として残されたのを始め、文明14年(1482)の『東寺百合文書』の1つから、享禄3年(1530)の『二水記』の記事までは散見するし、その間に、伝えられる通りであるならば、九条尚経描くところの「九条御領辺図」が位置する。すなわち、16世紀までは確実に「法性寺大路」は「原位置」を保って機能し続けていたとみなさざるを得ないであろう。

ところがこの道は突然まったく姿を消すのである。近世地誌類には、法性寺大路の名を見出すことができない。すなわち、近世には、法性寺大路の「実」はおろか「名」すら消滅していた。いったい、いつ、どうして消えてしまったのであろう。

先に示した第5図は、この問題の解答を探るために作成したものである。すなわち、秀吉による伏見城下プランとの関わりで、法性寺大路の消滅が説明できるのではないかということが、筆者の考えである。伏見城下町のメインストリートは、周知の通り京町通であった。この道をプランの通りに北上すると、七瀬川の渡河点で法性寺大路にスムーズに接続する。従ってこの法性寺大路を京街道に指定することが、秀吉にとって1つの選択肢であったはずである。しかし彼はこの道を選ばず、250m東に並走する大和大路を選んで、京都と結ぶ道、京街道＝伏見街道とした。このような選択がなされた理由は、複数挙げ得るだろう。1つは、いわば大和大路の由緒正しさである。13世紀前半の史料に「大和大路」と見え、恐らく平城・平安両京を結ぶ1本の要路として丘陵麓に計画測設されたこの道の来歴が、秀吉の好みに合致するものであったとする推測はあり得る。第2は、法性寺大路からスムーズに京町通に入って行くよりは、BまたはCで折り曲げて大和大路に接続させるプランが、いわゆる遠見遮断の意味をもつことに配慮した選択であった可能性がある。そして第3に、法性寺大路の、要路としての地形条件の悪さを挙げることができよう。鴨川の氾濫や乱流に対する危険度や不便が考慮されなかったことではないであろう。

しかし、これらの推測は、実はあまり意味がない。仮に秀吉の「選択」によって大和大路が選ばれたとしても、法性寺大路もまた脇道として残り続ける可能性はあったはずである。しかし、現実にはそうならなかった。法性寺大路は完全に、名実共に消滅した。それは何故かが問題なのである。

答は恐らく、「唯一」しか認めなかった秀吉の性向、ないし戦略によるということであろう。伏見城と城下を経営するに際して、秀吉は巨椋池中に小倉堤を築き、宇治橋を撤収

して豊後橋を作り、宇治橋通過ルート<sup>(注10)</sup>の利用を拒否した。同じことが伏見城下町北側でも行われたと見るべきであろう。すなわち伏見と京都を結ぶ道に「大和大路」を選択した結果として必然的にとられるべきであった措置は、他の一切の伏見—京都道を否定するということであった。この発想に基づいて、法性寺大路は完璧に破断され、名を消され、沿道の家並はすべて大和大路＝本町通に移された。つまり、人の流れ物資の流れを1点、1本の道に局限して経済を含む支配の貫徹を意図した。かくして、法性寺大路は人々の記憶からさえ消されかけたのである。以上、あえて大胆なことを述べて大方の批判を乞うことにしたい。

(あしかが・けんりょう＝当センター理事)

注1 拙稿「乙訓郡を通る計画街路としての古山陰道について」、藤岡謙二郎編『洛西ニュータウン地域の歴史地理学的調査』、京都市都市開発局洛西開発室、昭和47年(拙著『日本古代地理研究』、大明堂、昭和60年、再録)

拙稿「下ツ道の拡がりとうつろい」、『環境文化』40号、昭和54年(上田正昭編『探訪 古代の道』第1巻、法蔵館、昭和63年、再録)、ほか

注2 八幡市教育委員会の提供による。

注3 拙稿「摂津国」、藤岡謙二郎編『古代日本の交通路』I、大明堂、昭和53年

拙稿「平安時代初期の山陽道一畿内区間」、『環境文化』55、昭和57年(これらは、拙著『日本古代地理研究』(前掲)に再録)

注4 江谷 寛『志水廃寺跡発掘調査報告』、(八幡市文化財調査報告2)、八幡市教育委員会、昭和53年

注5 『図書寮叢刊 九条家文書三 家領文書』、明治書院、昭和48年、所引。ほかに『庄園絵図集成』等にも所引

注6 『史料京都の歴史』10、「東山区」の、「月輪学区」の項所収史料および解説。以下、法性寺大路に関わる史料については、同書に負うところが多い。

注7 臈谷 寿「東山区概説・古代」、上記注6『史料京都の歴史』所収

注8 前掲注6

注9 前掲注5

注10 拙著『中近世都市の歴史地理』、地人書房、昭和59年

[付記] 小稿をまとめるにあたり、平成7年度文部省科学研究費(一般研究B、研究課題「我が国における要路体系変遷史の再検討」、課題番号 07458020)の一部を使用した。